

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
東亜道路工業（株）	東京都港区六本木7-3-7

2 指名停止措置期間 平成28年3月18日～平成28年9月17日（6箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事・建設コンサルタント・物品調達等

4 事実概要

東亜道路工業（株）は、公共の利益に反して、東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したとの事実を理由に平成28年2月29日、公正取引委員会から独占禁止法に違反する犯罪があったとして告発された。

5 指名停止理由

公正取引委員会から独占禁止法第3条の違反業者として告発されたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年要領第1号）第2条第1項別表第2第6号及び「茨城町物品調達等有資格業者指名停止等措置要領」（平成14年要領第3号）第2条第1項別表第2第8号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第6号〉

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6箇月以上12箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)